



本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	35—2
-----	------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策目標1	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	政策の達成目標	経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退後の生活資金や事業再建資金の確保を図るため、小規模企業共済法における「宿泊業」及び「娯楽業」等の範囲の拡大を行うことで、小規模企業の経営者が安心して事業に注力できる環境を整備する。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	地方税法本則による措置。	
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。	
	政策目標の達成状況	<p>小規模企業共済制度は、昭和40年の創設以来、加入者総数は340万人に上り、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退後の生活資金や事業再建資金の確保に大きな役割を果たしてきている。</p> <p>〈参考〉加入者数、共済金等の支給総額</p> <p>平成21年度： 80,785件、 6,449億円  平成22年度： 93,305件、 5,983億円  平成23年度： 103,388件、 6,115億円  平成24年度： 99,493件、 6,417億円</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>5,300人程度</p> <p>※仮に「宿泊業」及び「娯楽業」の定義を「従業員数5人以下から20人以下」に拡大した場合</p> <p>【算出方法】</p> <p>在籍人数は、平成25年3月末現在。加入対象者数は、総務省「平成21年経済センサス」をベースに算出。</p> <p>宿泊業： (現行) 27,243人 → (改正後) 39,122人  娯楽業： (現行) 19,772人 → (改正後) 27,547人</p> <p>1. 現在の業種別加入率 (在籍人数 ÷ 加入対象者数)</p> <p>宿泊業 5,969人 ÷ 27,243人 = 21.9%  娯楽業 6,949人 ÷ 19,772人 = 35.1%</p> <p>2. 見直し後の在籍者数の予測 (加入対象者数 × 加入率)</p> <p>宿泊業 39,122人 × 21.9% = 8,572人  娯楽業 27,547人 × 35.1% = 9,682人</p> <p>3. 増加する加入者数 (見直し後の在籍者数 - 在籍者数)</p> <p>宿泊業 8,572人 - 5,969人 = 2,603人  娯楽業 9,682人 - 6,949人 = 2,733人</p>	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	共済掛金等に対する税制の恩典を与えることで小規模企業共済への加入が促進され、加入する経営者が安心して事業に注力できる環境が整備されることとなり、地域の雇用の受け皿である小規模企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化に資するものである。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>小規模企業共済制度は、任意加入の制度ではあるものの、満期に伴う共済金の支払いや、法人成りに伴う廃業や役員任意退職の場合等に共済金の支払は行わず、経営者が廃業や引退した際の将来の生活安定のための資金等を共済金として支払うものであり、社会保障的な色彩が強いことから、掛金や共済金等に対し、小規模企業共済等掛金控除、退職所得控除及び公的年金等控除が認められている。</p>
ページ	35—4	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>過去5年間の在籍者数、掛金納付総額、所得控除総額  平成20年度：1,226,324人、5,213億円、236,893百万円  平成21年度：1,208,927人、5,137億円、221,453百万円  平成22年度：1,209,145人、5,128億円、218,946百万円  平成23年度：1,217,097人、5,219億円、225,053百万円  平成24年度：1,217,010人、5,297億円、－百万円</p> <p>(注) 所得控除総額は、小規模企業等掛金控除総額であり、個人型確定拠出年金の掛金に対する所得控除額等を含む。  (出典：「申告所得税標本調査結果」(国税庁))</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>－</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>小規模企業共済制度への加入動機として、4人に1人が「税制上の優遇」を挙げており、所得控除等の税制措置は本制度の最大のメリットとなっている。  このため、仮に、「宿泊業」及び「娯楽業」等における小規模企業者の範囲が拡大された場合の新たな共済契約者についても、これまでの加入者と同様の税制措置を与えることにより、小規模企業の経営者が安心して事業に注力できる環境が整備されることとなり、地域の雇用の受け皿である小規模企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化に資するものである。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>－</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>－</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和40年創設 第二種共済のみ  ※「第二種共済」とは、満期(30年)制度があり、生命保険料控除の枠内で所得控除できる制度で、平成7年改正において廃止。  昭和42年改正 第一種共済の創設  昭和47年改正 掛金月額限度額の引上げ(5千円→1万円)等  昭和52年改正 掛金月額限度額の引上げ(1万円→3万円)等  昭和57年改正 掛金月額限度額の引上げ(3万円→5万円)等  平成元年改正 掛金月額限度額の引上げ(5万円→7万円)等  平成7年改正 共済金の額の変更、第二種共済の廃止等  平成10年改正 共済金の額の変更等  平成15年改正 共済金の額の変更等  平成22年改正 加入対象者の拡大(「共同経営者」を追加)等</p>
<p>ページ</p>	<p>35—5</p>